

「新たな福祉制度に対応するため、地域関係団体が協力（相談支援事業所の開設と運営）」

社会福祉法人 三愛荘
障害者支援施設清泉園 施設長 阿部 健二

1. 社会福祉法人三愛荘

社会福祉法人三愛荘は、現在、障害者支援施設かおる園、清泉園、さくら園、グループホーム第1若草寮（1事業所、2ホーム定員24名）、特定相談支援事業所「よりどころ」などを展開している。

法人認可は昭和36年に取得しており、群馬県内では比較的歴史が古い法人である。旧入所更生施設としては、県内で2番目の認可となっている。

前身は、結核アフターケア施設であり、創立者、故高橋薫女史が結核に罹患し、転地療養のため昭和29年に単身この地で結核患者と共に生活をはじめたのが始まりである。高橋薫女史は、熱心なキリスト教信者であり、当時の医学の進歩とともに結核アフターケア事業から知的障害者福祉にその人生を捧げた。

2. 群馬県渋川市

三愛荘が所在する渋川市は、群馬県のほぼ中央、関東平野の最北西部に位置しており、東京都からおおよそ120キロの距離がある。

人口は8万3千人。日本のほぼ中央に位置し、日本のへその街のひとつである。西にそびえる榛名山の裾野にあり、東に赤城山を望

み、北には、子持山と小野子山がそびえている。北から利根川、西から吾妻川が流れ、市内白井で合流する。平成18年2月、旧渋川市と近隣5町村が合流し、現在の渋川市となった。その中に旧伊香保町も含まれ、伊香保温泉は、渋川市に属することとなった。

3. 障害者福祉制度の変遷の中で

知的障害者にかかる福祉制度は、昭和35年に制定された精神薄弱者福祉法から措置制度の中で仕組みが維持されてきた。その大きな流れは、平成15年からの支援費制度で転換し、契約行為を前提としたものとなった。平成18年4月には、障害者自立支援法が施行され、同年10月から完全実施となった。その後、平成24年4月からの自立支援法の一部改正、平成25年4月からの障害者総合支援法へと移り、現在その流れのなかで障害者福祉は動いている。

4. サービス等利用計画の導入

このような大きな制度変更にもともなう障害者自立支援法の一部改正の中で、サービス等利用計画の作成が義務付けられることとなった。これによりサービス利用にあたっては、相談支援事業所の相談支援専門員が、

当事者がどのようなサービスを望んでいるかを把握し、その希望をかなえるために、地域の福祉資源を組み合わせながら、提供すべきサービスや支援について客観的な視点に基づく計画を作成することとなった。これは当事者とともにより最適なサービス計画を作り上げていくというものである。この仕組みは、過去にも障害者ケアプランの作成が必要であるとの議論があったが、前回はその仕組みが実現しなかった。しかし、制度の成熟とともに今回取り入れられた経緯がある。

5. 渋川圏域でのサービス等利用計画への取り組み

サービス等利用計画の方法論や作成については、前述の通りであるが、この作成については、作成猶予期間というものが設けられている。制度化された平成24年4月から平成27年3月までの3年間で作成が義務づけられているのである。

在宅利用者も、施設等の事業所を利用する人も設定期限内の作成が求められることとなった。サービス等利用計画は、だれでも作成できるものではなく、前述の通り相談支援事業所の相談支援専門員が作成することとなっている。

渋川市およびその近隣の町村では、福祉作業所などを含む障害者事業所や精神科の病院等が40箇所ほど集まって、平成18年にNPO法人を立ち上げ、渋川広域障害保健福祉事業者協議会を発足させた。同協議会は共同で相談支援事業所を運営し、「なんでも相談室」(注)にて、基本相談をはじめ、自立支援協議会への参画、認定調査などを行っ

ている。交付金事業として、渋川市、近隣の吉岡町、榛東村からの収入を得て、構成する社会福祉法人などから職員を出向させ、地域の福祉問題への取り組みを行なってきたところである。当時、このなんでも相談室1箇所と身体障害者療護施設で1箇所、



「なんでも相談室」における相談の様子

(注)なんでも相談室について

渋川市、吉岡町、榛東村(渋川広域圏)に所在する福祉施設・病院等約40事業所にて、平成年にNPO法人渋川広域事業者協議会を設立し、様々な事業を行っている。

その中心的な事業に基幹相談支援事業所「なんでも相談室」の運営がある。なんでも相談室は、渋川市社会福祉協議会などが入っている渋川市福祉庁舎(4階建て)の1階に事務所を構えている。平成24年度実績で、年間7,000件の基本相談を受けつけた。加盟事業所から出向した職員8名が、渋川広域障害者虐待防止センターの運営、サービス利用計画の作成などの業務を行っている。渋川広域圏の他の特定相談支援事業所との連絡調整も行い、サービス利用者によりスムーズな情報提供などが行えるよう行政と連携を行っている。

精神科の病院で2箇所の相談支援事業所があるのみであった。

平成23年末ごろからこのサービス等利用計画に対して、圏域としてどのようにかかわっていくべきかという問題が提議され、この共同運営する「なんでも相談室」および既存の相談支援事業所のみでは、期限までにサービス利用計画を作成することは、物理的に不可能であるとの見解が示された。圏域においては、新制度の中のサービス等利用計画をこなすキャパシティーがないということであった。

事業者協議会の役員会で検討を重ね、圏域の福祉利用者のために必要な福祉基盤を新たに一つって行くべきという結論になり、加盟する社会福祉法人が新たに相談支援事業所4箇所の認可をとり、新制度へ準備を進めることとなった。

当法人においても特定相談支援事業所の開設準備に入り、相談支援専門員の資格取得のための職員派遣、理事会、評議員会への新設事業の説明、承認のための理事会等の開催準備

を行っていった。協議会で検討され準備してきた開設予定の事業所は、すべて平成25年4月からスタートすることができた。猶予期間が終了する平成27年3月までの間に希望するすべての障害者にサービス等利用計画を作成できるかの見通しは厳しいものの、現在それぞれの事業所が最大限、「なんでも相談室」と連携をとりながら努力している。

「なんでも相談室」を基幹相談支援事業所として機能させ、その下に特定相談支援事業所として既存の相談支援事業所も含む7事業所が連携をとり新制度の制度運用に支障のない状況をつくりだしている。

6. 現在の協力体制

当法人にて、なんとか開設できた相談支援事業所であるが、開設しただけでは、うまくいかないのは当然である。新人の相談支援専門員は、資格を取得する過程で机上の知識を取得してきたものの、実際のサービス等利用計画の作成にあたっては、大きなハードルが待ち受けていた。そこですでにサービス等利用計画の作成を先行実施していた「なんでも相談室」の専門員が講師になり、圏域の新たに開設した4事業所に作成のノウハウの伝える勉強会を行っている。どの新設事業所も開設から半年がすぎ、スムーズにサービス等利用計画作成ができる状況となってきた。また、各事業所でサービス等利用計画の作成の手順にできるだけ差が生じないようにしなければという意図もあった。この点でもどの相談支援事業所を選択しても同じような手順で作成されるという安心感が利用者側にももってもらえるものと考えている。



三愛荘・特定相談支援事業所「よりどころ」

7. 今後の展望

このように福祉制度の変遷は、このところめまぐるしいものがある。その解釈は、事業所職員にとっても難しいものがあり、福祉サービス利用者にとっては、一層難解なものとなっていることが想像される。圏域の中で安心して障害者が生活できていく環境を構築していくためには、単独の事業所のみでは、難しい時代となりつつある。このような状況の中で圏域に事業を展開している社会福祉法人が可能な部分で協力し情報共有しながら福祉事業を展開していくことは、大切なものと

認識している。

今回、障害者福祉事業者協議会が存在していなければサービス等利用計画の作成へむけた体制整備は、もっと時間がかかった可能性が高い。これは、この圏域の福祉サービスを必要とする人々にとって大きなマイナスになる。

期限までにサービス等利用計画が間に合うかどうか、微妙な現状であるが、基幹相談支援事業や、他の相談支援事業とも連携をとりながら最後の追い込みに入りたい。そして、今後も連携をとりながら法人運営を進めていきたいと考えている。